

有収水量用途別分類表（使用者用途コード）

2000/8/8 再調整(1988/1/14)

大分類	中分類	小分類	コード	説明	業種名	
生活用	一般家庭用	家庭用	0 1	1 家庭1メーターのもので家事専用のもの	一般住宅、アパート、マンション、会社の寮	
		共用栓用	0 2	2 家屋以上1メーターのもので家事専用のもの	1敷地内2軒以上1メーター	
		共用栓用	0 3	上記（0 2）で水道料金アパート方式申請によるもの		
		共同住宅用	0 4	1メーターで同一建物内に給水し、主としてその使用が家事専用となるもの	長屋、アパート、マンション等	
		共同住宅用	0 5	上記（0 4）で水道料金アパート方式申請によるもの		
	家事兼営業用	販売業用（A）	1 0	生活する1家屋内で販売業を営む者の内、その業種が食品関係で製造が伴わないもの	青果店、食肉店、八百屋、鮮魚店、駄菓子屋、米穀店、たばこ屋	
		販売業用（B）	1 1	生活する1家屋内で販売業を営む者の内、その業種が食品関係以外で製造が伴わないもの	電気店、金物店、花屋、靴店等、化粧品、薬局、手芸品、ペットショップ	
		その他用	1 2	生活する1家屋内で上記以外の業種を営むもの（喫茶店、料理店、理容等の兼業は営業用とする）	塾、生け花教室	
	業務営業用（都市活動用水）	公衆浴場用	公衆浴場用	2 0	一般公衆浴場で入場料金の統制額の適用を受けるもの	
			公用	官公署用（A）	3 0	国、地方公共団体の施設で事務処理が主となる建築施設（学校、病院、宿舎を除く）
官公署用（B）			3 1	国、地方公共団体の施設で公共の環境衛生に寄与する建築施設	浄水場、下水処理場、焼却場等	
公共用（A）			3 2	国、地方公共団体、地域施設のもので公共の福祉に寄与する建築施設	公民館、自治会館、集会場、保育所、美術館	
公共用（B）		3 3	国、地方公共団体、地域の管理する施設で上記以外のもの	公園、道路等の散水及び公衆便所、噴水等		
学校用		学校用	4 0	学校教育法に基づいて設置された学校の内、プール専用を除くもの	幼稚園、小中学校、高等学校、大学、各種学校、職業学校等	
		学校用プール用	4 1	学校教育法に基づいて設置された学校の内、プール専用のも		
医療用		医療用（A）	5 0	病院、医院、診療所等の内、入院施設のあるもの	××病院、××産婦人科	
		医療用（B）	5 1	病院、医院、診療所等の内、入院施設のないもの	××病院、はり、灸、マッサージ	
事務所用		事務所用	6 0	会社及び各種組合の事務所あるいは、金融機関で1事務所1メーターのもの	設計事務所、司法書士事務所、会計事務所	
		雑居ビル用	6 1	主として、会社及び各種組合の事務所あるいは、金融機関が多く内在するビル		
営業用		建設業用	7 0	建設業関係の業種	工務店、鉄工所、石屋、タイル屋	
		娯楽用（A）	7 1	屋内・屋外娯楽場、娯楽総合施設の内、公営・私営のプールを除くもの	パチンコ、マーじゃん、ゴルフ場、ボウリング場、映画館、劇場等	
		娯楽用（B）	7 2	屋内・屋外娯楽場、娯楽総合施設の内、公営・私営のプール、スイミングスクール等	市民プール	
		旅館用	7 3	旅館、ホテル、モーテル、ユースホステル、ペンション、民宿等宿泊施設のあるもの		
		特殊浴場用	7 4	入浴料金の統制額の適用を受けないもの		
		特飲店用	7 5	飲食業の内、主として飲酒となるもの	バー、キャバレー、スナック等	
		飲食店用	7 6	飲食業の内、主として飲食となるもので、宿泊施設のないもの	料理店、仕出屋、すし店、レストラン等	
		軽食店用	7 7	飲食業の内、主として軽食となるもの	喫茶店、パーラー、お好み焼き店等	
		百貨店用	7 8	大型店舗、デパート		
		マーケット用	7 9	大型店舗、デパート以外の販売業で、1建物で2店舗以上が入っているもの		
		販売業用（A）	8 0	生活が伴わない1家屋で販売業を営む者の内、その業種が食品関係で且つ、製造が伴わないもの	青果店、食肉店、八百屋、鮮魚店、駄菓子屋等	
		販売業用（B）	8 1	生活が伴わない1家屋で販売業を営む者の内、その業種が食品関係以外で且つ、製造が伴わないもの	電気店、金物店、花屋、靴店、車販売店等	
		製造販売業用	8 2	販売業を営む者の内、その業種が食品関係で且つ、製造が伴うもの	豆腐屋、パン屋、ケーキ屋、××寿司、××弁当	
		サービス（A）	8 3	サービス業の内、理容、美容院のもの		
		サービス（B）	8 4	サービス業の内、各種衛生サービスのもので、取次店は除く	各種クリーニング、コインランドリー	
	サービス（C）	8 5	サービス業の内、各種修理業	自転車修理業、板金塗装業		
宗教用	8 6	寺社、仏閣、教団、墓地等				

有収水量用途別分類表（使用者用途コード）

2000/8/8 再調整(1988/1/14)

大分類	中分類	小分類	コード	説明	業種名
業務営業用 (都市活動用水)	営業用	車両用	87	バス、タクシーレンタカー、輸送会社、ガソリンスタンド、貸駐車場等車両輸送に関するもの	
		一般産業用	88	農業、林業、水産業のうち、加工及び製造に関しないもの	
		その他用	89	上記のいずれにも属さない営業用	研究所、自動車教習所、仏壇屋
工場用	工場用	工場用 (A)	90	製造業の内、従業員数10人以上の事業所で、主として金属・鉄鋼関係のもの	鉄鋼、機械、金属、造船、電気等
		工場用 (B)	91	製造業の内、従業員数が10人以上の事業所で、主として食品関係のもの	酒、ビール、清涼飲料、その他食品
		工場用 (C)	92	製造業の内、従業員数が10人以上の事業所で、主として化学製品関係のもの	制薬、石油化学、ゴム、繊維、製紙、セラミック
		工場用 (D)	93	製造業のうち、従業員数が10人以上の事業所で、主として土石関係のもの	生コン、砂利、磁石、コンクリート 2次製品等
		工場用 (E)	94	製造業の内、従業員数が10人以上の事業所で、上記以外のもの	家具、その他等
その他用	その他用	市外栓	97	他市町村及び専用水道への分水	
		臨時用	98	一時的に使用するもの	
		雑用水	99	新設等で分類が不明確のもの	
		閉栓・撤去	00	閉栓及び撤去されているもの（ただし、閉栓時には00に変更しない）	